

出生前の保育施設等利用申込に関する誓約書兼同意書

※以下に記載の内容をよくお読みのうえ、ご署名をお願いいたします。

(誓約及び同意いただく事項)

1. 出生前の利用申込は、令和8年4月1日利用申込の一次調整に限ります。
出産予定日が令和7年10月25日～令和8年1月21日までのお子さんで1次申込締切日までに申請し、令和7年12月31日までに生まれたお子さんが対象です。ただし、下記の場合は対象外となります。
(1) 出産予定日が令和7年12月31日までだったが、令和8年1月1日以降に生まれた場合
(2) 出産予定日が令和8年1月1日～1月21日で、予定通り令和8年1月1日以降に生まれた場合
2. 出生後、原則14日以内に必ず「保育施設等利用申込に関する出生後届」(以下「出生後届」という。)を第1希望の保育施設が所在する区の子育て支援課または指定のメールアドレスへ提出してください。
ただし、令和7年12月13日以降に生まれたお子さんは、令和8年1月7日までに提出してください。
3.
(1) 令和7年12月31日までに生まれていても、期限までに出生後届の提出がない場合は、令和8年4月1日一次調整の対象となりません。
(2) その後、令和8年4月1日二次申込締切もしくは三次申込締切までに出生後届の提出があった場合は、二次もしくは三次の利用調整(選考)の対象となります。
(3) 三次申込締切までに出生後届の提出がなかった場合は、令和8年4月1日利用調整(選考)の対象外となりますので、令和8年4月1日の利用調整(選考)結果通知は行いません。その後、令和8年度途中入所の各申込締切までに出生後届の提出があれば、令和8年4月11日以降の年齢要件を満たす入所日で選考を行います。
4. 令和8年1月1日以降に生まれた場合は、令和8年4月1日利用調整(選考)の対象外となりますので、令和8年4月1日の利用調整(選考)結果通知は行いません。
ただし、その後、令和8年度途中入所の各申込締切までに出生後届の提出があれば、令和8年4月11日以降の年齢要件を満たす入所日で選考を行います。
5. 出生後にお子さんの疾病等が分かり、集団での保育や通園が難しいと考えられる場合は、必ず、第1希望の保育施設が所在する区の子育て支援課に連絡してください。保育施設等の受入体制が整わない場合などは、利用決定を取り消しまたは保留とする場合があります。
6. 出生前のお子さんとそのきょうだいで同時申込をした場合、出生前のお子さんが選考の対象とならなかった場合や申込を取り下げた場合でも、きょうだい児同一施設優先の利用調整の取り扱いを変更することはできません。
(例) 下記の事例において、きょうだい児で同じ保育施設等での利用を希望していた場合、利用調整(選考)結果はきょうだいともに保留となります。第2子が選考の対象とならなかった場合や申込を取り下げた場合でも、第1子のみが第1希望の施設に利用決定とはなりません。

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	内定	保留	保留
第2子 (出生前)	保留	内定	保留

年 月 日

(あて先) 福岡市 福祉事務所長

私は、上記事項について誓約し、同意します。

申請保護者

住 所